

法人名 医療法人政裕会 ときつ医院
所在地 福岡市西区内浜2丁目6番7号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 7 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	244,539 千円
2. 負 債 額	148,146 千円
3. 純 資 産 額	96,393 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	184,260
B 固 定 資 産	60,279
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	244,539
E 負 債 合 計	148,146
F 純 資 産 (D-E)	96,393

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))		
建 物	(□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))		

※医療法人整理番号

法人名 医療法人政裕会 ときつ医院

所在地 福岡市西区内浜2丁目6番7号

貸 借 対 照 表
(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)
(令和 7 年 6 月 30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	184,260	I 流 動 負 債	108,393
II 固 定 資 産	60,279	II 固 定 負 債	39,753
1 有 形 固 定 資 産	14,309		
2 無 形 固 定 資 産	75	負 債 合 計	148,146
3 そ の 他 の 資 産	45,895	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積立金	86,393
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	96,393
資 産 合 計	244,539	負債・純資産合計	244,539

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人政裕会 ときつ医院

所在地 福岡市西区内浜2丁目6番7号

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 6年 7月 1日 至 令和 7年 6月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	246,931
2 事業費用	159,751
本来業務事業利益	87,180
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	142,693
2 事業費用	251,734
付帯業務事業損失	109,041
事業損失	21,861
II 事業外収益	4,986
III 事業外費用	1,926
経常損失	18,801
IV 特別利益	85,173
V 特別損失	113,800
税引前当期純損失	47,428
法人税等	99
当期純損失	47,527

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人政裕会 ときつ医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 福岡市西区内浜 2 丁目 6 番 7 号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 昭和 63 年 12 月 26 日

- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 1 月 13 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	辻岡 安美	医療法人政裕会 ときつ医院 管理者
理 事	鯨津 政子	
理 事	大友 友衣子	
監 事	神尾 香奈	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人政裕会ときつ医院	4011118470	福岡市西区内浜2丁目6番7号	一般病床6床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ケアマネジメント楽居	福岡市西区小戸4丁目14番17号Sハウス小戸304号室	
グループホーム楽居	福岡市西区内浜2丁目6番7号	
グループホーム多久庵	福岡市西区内浜2丁目4番9号	
ときつ医院通所介護	福岡市西区内浜2丁目6番7号	
ときつ医院訪問看護（みなし）	福岡市西区内浜2丁目6番7号	
定期巡回随時対応型訪問介護看護ベースキャンプ楽居ときつ	福岡市西区内浜2丁目6番7号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 7月12日 理事の選任
 令和 6年 8月27日 令和5年度決算の決定
 令和 7年 6月30日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

(5)当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

(9) その他
なし

様式 5

※医療法人整理番号

法人名 医療法人政裕会 ときつ医院
所在地 福岡市西区内浜 2 丁目 6 番 7 号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当該医療法人 の役員が代表 である法人	有限会社楽居 (注)1	福岡県福岡市	259,858	不動産の賃貸 及び管理業	診療所及びグ ループホームの賃 貸	診療所の賃貸 (注)2	41,743	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)1. 当法人理事の辻岡安美が代表取締役である法人。

(注)2. 有限会社楽居への診療所・グループホームの建物等の賃料は近隣家賃を勘案して決定し、支払条件は当月末振込払いとしている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人政裕会 ときつ医院
理事長 辻岡 安美 殿

私は、医療法人政裕会 ときつ医院の令和 6 会計年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 8 月 2 9 日

医療法人政裕会 ときつ医院

監事 神尾 香奈